

別紙2

サービス管理責任者の要件となる実務経験

平成十八年九月二十九日
厚生労働省告示第五百四十四号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に基づく

業務範囲	業務内容		配置（届出）に必要な実務経験	基礎研修（※1）受講に必要な実務経験（※2）
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	A 相談支援業務	身体上若しくは精神上の障害があることに又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務	通算5年以上	通算3年以上
		ア 一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業		
		イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター		
		ウ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター		
		エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター		
		オ 特別支援学校		
		カ 病院若しくは診療所（社会福祉法第19条第1項各号のいづれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）、Dに掲げる資格を有する者、アからオまでに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る）		
		キ その他これに準ずると知事が認めたもの		
	B 直接支援業務	身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行う業務、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う業務、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務	通算8年以上	通算6年以上
		ア 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床		
		イ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業		
		ウ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所		
		エ 特例子会社、助成金受給事業所		
		オ 特別支援学校		
		カ その他これに準ずると知事が認めたもの		
	C 社会福祉主任用資格者等	次のいづれかに該当する者が実施する、上記区分Bの直接支援業務 社会福祉法第19条第1項各号のいづれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）、保育士、児童指導員主任用資格、精神障害者社会復帰指導員主任用資格者	通算5年以上	通算3年以上
	D 国家資格者	次の国家資格等による業務に通算3年以上従事する者が実施する、上記区分Aの直接支援業務もしくはBの直接支援業務 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師	通算3年以上	通算1年以上

※1 静岡県相談支援従事者初任者研修2日間課程及びサービス管理責任者等基礎研修

※2 サービス管理責任者として指定を受けるために必要な実務経験（配置要件）から2年に満たない年数以上の実務経験が必要

※3 1年以上的実務経験：業務に従事した期間が1年以上であり、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であること